八王子市公共施設等総合管理計画(素案)

計画の改定にあたって

詳しくは公共施設等総合管理計画
第1章

将来にわたり必要な行政サービス・公共機能の確保に向け、現行計画の基本的な考え方を継承しつつ、施設の位置づけや検討手順・体制等を示し、公共施設マネジメントの実効性を高めるため、本計画を改定します。

現行計画の策定から約10年が経過し、本市の人口規模や年齢構成、公共施設等の保有・利用状況が変化するとともに、老朽化が一層進行しています。また、自然災害の激甚化・頻発化や脱炭素化への対応、オンライン手続の広がり、建築資材価格の高騰など、公共施設マネジメントにおいて考慮すべき視点は一層多様化しています。

これまでの取組により一定の成果を上げてきた一方で、市全体の施設の配置・総量の最適化には、なお課題が残っています。特に学校については小規模化が進んでおり、学校再編等の取組をこれまで以上に重点的かつ速やかに進める必要があります。

本計画では、公共施設マネジメントの長期的な方向性を示します。具体的な取組は、本計画の考え方を踏まえた個別施設計画等に基づき進め、取組の進捗や状況の変化等に応じて取組内容や実施時期を見直します。

計画の位置づけ

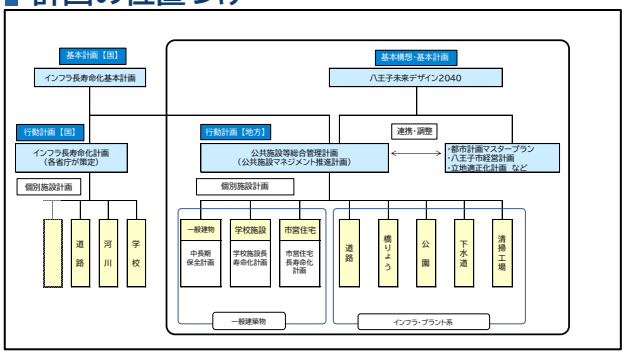

公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」の下位に位置する計画です。

国の「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体の行動計画に相当します。

「八王子市経営計画」や「都市計画マスタープラン」をはじめとする関連計画との連携・調整を図りながら、公共施設マネジメントを推進します。

対象とする施設

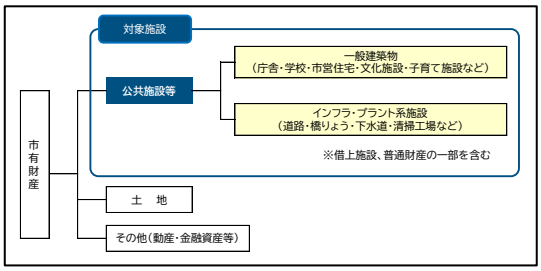

本計画の対象範囲

庁舎、学校教育施設、市営住宅などの一般建築物と、道路、橋りょう、公園、下水道などのインフラ系施設、清掃工場などのプラント系施設を含めた、本市が保有・管理する公共施設等を対象とします。

一般建築物を11種類、インフラ・プラント系施設を6種類の、合計17分類で整理します。

計画期間

現行計画は平成29年度(2017年度)から令和28年度(2046年度)までの30年間を計画期間としていましたが、今回の改定では、「八王子未来デザイン2040」で示す本市の将来像に向けた各施策との連携を図る観点から、計画の終期を令和22年度(2040年度)までとします。

計画等	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
白書	【発行】												
基本方針	【策定】	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
総合管理計画		【策定】	→	→	→	→	→	→	→	→	→	今回改定	→
実績報告書							【発行】						

計画策定・改定の経過

1 なぜ、今見直すのか ①本市の現状

詳しくは公共施設等総合管理計画 第2章

人口と年齢構成の変化

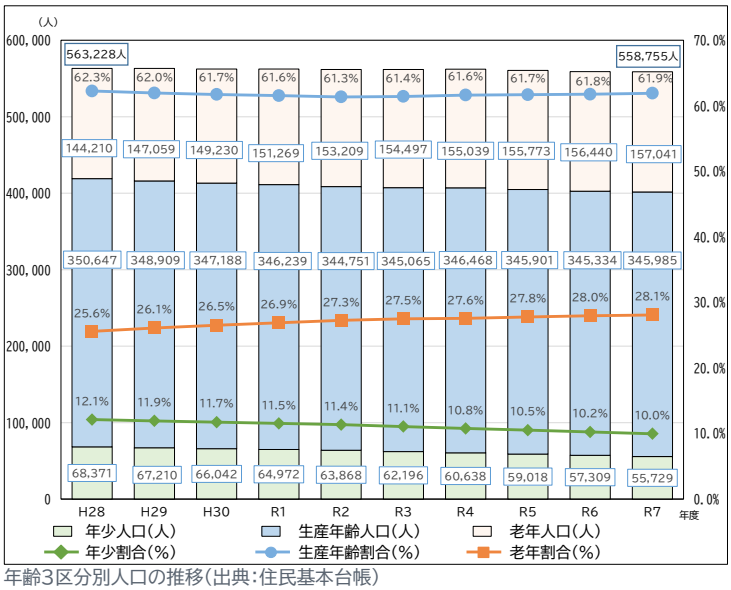

年齢3区分別人口の推移（出典：住民基本台帳）

年少人口（0～14歳） **18.5%減**

老年人口（65歳以上） **8.9%増**

平成28年度（2016年度）→ 令和7年度（2025年度）

平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までに、総人口は0.8%の減少にとどまる一方、年齢構成は大きく変化しています。

年少人口（0～14歳）は68,371人から55,729人へ18.5%減少し、老年人口（65歳以上）は144,210人から157,041人へ8.9%増加しています。

子どもの減少と高齢者の増加が同時に進んでおり、利用する世代や求められる行政サービスの変化を踏まえて、施設の配置や使い方を検討する必要があります。

公共施設の保有状況

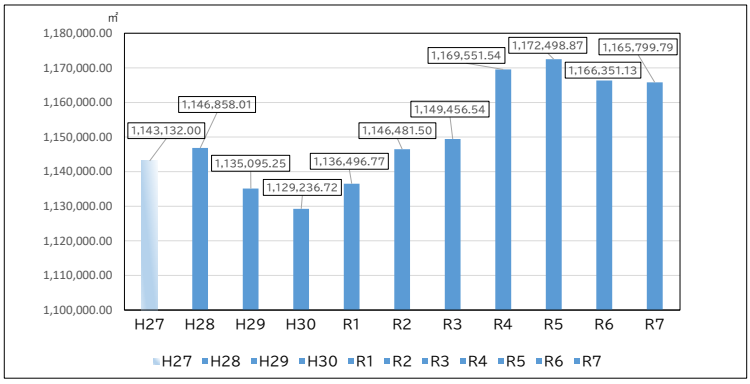

一般建築物の延床面積の推移（出典：財産に関する調書から作成）

一般建築物の延床面積 2.0%増

平成27年度（2015年度）→ 令和7年度（2025年度）

令和7年度（2025年度）末の一般建築物の延床面積は116.6万㎡で、現行計画策定時の平成27年度（2015年度）末の114.3万㎡から2.0%増加しています。

これは、既存施設の用途廃止や複合化などを進めてきた一方、学校給食センターなど新たな行政需要への対応に必要な施設を整備してきたためです。

また、延床面積の57.7%を学校教育施設が占めています。

施設の老朽化

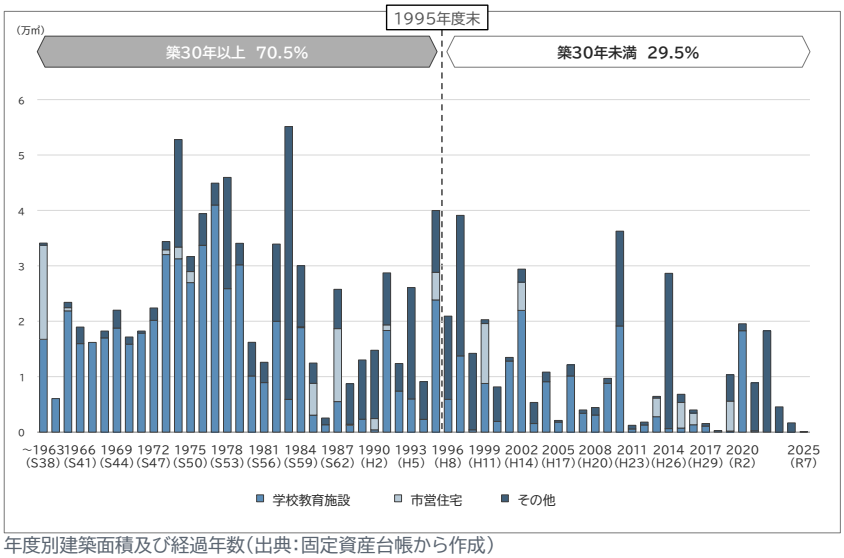

年度別建築面積及び経過年数（出典：固定資産台帳から作成）

建築後30年以上 70.5%

令和7年度（2025年度）

建築後30年以上の建物は延床面積の70.5%を占めています。

学校教育施設では、77.8%が建築後30年以上です。

防災上重要な公共建築物の耐震化率は100%（令和5年度（2023年度）末）ですが、老朽化が進む中でも耐震性能を維持するため、継続的な点検・対策が必要です。

1 なぜ、今見直すのか ②社会環境の変化と将来の見通し

詳しくは公共施設等総合管理計画 第2章

社会環境の変化

災害への備え
大雨の激甚化・頻発化に加え、大規模地震の発生も懸念されるなど、平常時の利用と災害時の役割を考慮した備えが重要です。

脱炭素化
令和4年（2022年）に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めています。

デジタル化の進展
オンラインによる手続やサービス提供の拡大など、デジタル化が進み、施設への来訪を前提としない場面が増えています。

建設費の上昇
資材価格や労務費が上昇し、施設の新設や建替えに加え、改修や維持管理に要する費用も増加しています。

将来の人口

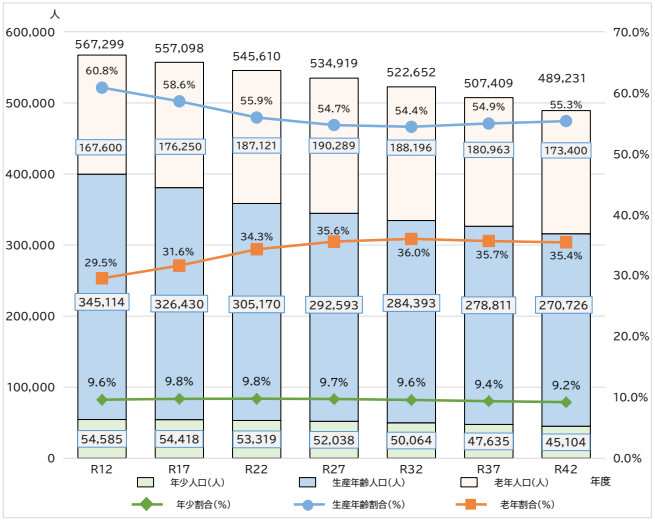

将来人口の見通し（出典：八王子未来デザイン2040）

「八王子未来デザイン2040」の人口推計では、令和22年（2040年）の総人口は545,610人と見込まれています。このうち、0～14歳は9.8%、15～64歳は55.9%、65歳以上は34.3%となると見込んでいます。

人口規模や年齢構成が変化すれば、求められる行政サービスの量や内容も変化します。

現在の延床面積を維持した場合、令和22年（2040年）の市民1人当たり延床面積は2.14㎡まで増加し、市民1人が支える施設の量が増えていきます。

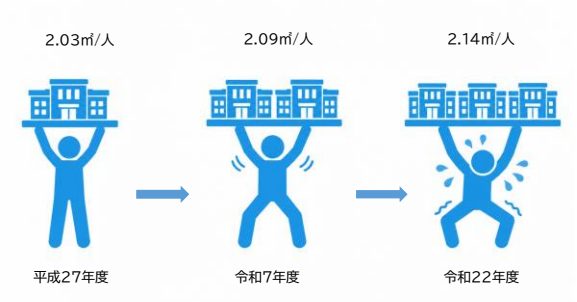

1人当たり延床面積の推移のイメージ

将来の費用と財政の見通し

一般建築物（学校施設・市営住宅を含む）の長寿命化等の対策費だけでも、年平均約125億円を要する試算です。過去5年間の投資額の実績約97億円を上回り、扶助費等の増加も見込まれるため、長寿命化とあわせて、必要な行政サービスを確保しながら配置・総量の見直しを進めていく必要があります。

※対策費は令和9～22年度（2027～2040年度）の試算で、建替え・解体等は含みません。投資額の実績は令和2～6年度（2020～2024年度）の平均で、将来確保できる財源額を示すものではありません。一定条件による参考試算であり、将来の予算・事業費を確定するものではありません。

今後の課題

1. **行政サービスや公共施設に求められる役割の変化への対応**
   将来の行政需要を踏まえて、必要な行政サービスや公共機能をどのように確保していくかということ
2. **老朽化する公共施設等への対応**
   安全性や必要な機能を確保し、長寿命化や計画的な保全により改修・更新時期の集中を抑えていくこと
3. **将来の財政負担への対応**
   保有量や改修・更新時期を中長期で捉え、必要な行政サービスを確保しながら、将来の財政負担をどのように抑制・平準化していくかということ
4. **現状の建物とそこで提供する行政サービスを分けて捉える視点**
   建物の維持を前提とせず、既存施設の活用、複合化、民間施設の活用なども含めて確保する方法を検討していくこと
5. **まちづくりの視点から捉える施設配置**
   都市計画マスタープラン・立地適正化計画との整合を図り、地域特性を踏まえて配置や機能のあり方を検討・整理すること

これらの課題を踏まえた目標の再整理は「2 改定の考え方」（5ページ）

1　なぜ、今見直すのか　③これまでの取組の成果と課題

詳しくは公共施設等総合管理計画
第1章・第2章

これまでの主な取組と、市民生活への効果

現行計画の策定後、計画的な維持保全や長寿命化に加え、施設の状況や提供する行政サービスに応じて、既存施設の有効活用や複合化・多機能化、用途廃止・譲渡、新規整備などに取り組んできました。

複合化・多機能化	**いずみの森義務教育学校の整備・複合化**（令和2年度（2020年度）） 効果：小・中学校の統合と保育園等の複合化により、教育・保育・地域活動の場を一体的に確保 **保健福祉センターと子ども家庭支援センターの一体的支援体制の構築**（令和5～7年度（2023～2025年度）） 効果：既存施設を活用し、母子保健と児童福祉が一体となった相談支援体制を整備
譲渡	**姫木平自然の家の移譲**（令和3年度（2021年度）） 効果：用途廃止・建物譲渡により、将来の維持管理や更新にかかる市の財政負担を軽減
新規整備	**学校給食センター5施設の整備**（令和2～6年度（2020～2024年度）） 効果：新たな行政需要に対応し、全ての中学生に温かい給食を提供する体制を構築

出典：公共施設等総合管理計画「これまでの主な取組」から代表的な取組を抜粋

配置・総量の最適化に向けた課題と、その主な要因

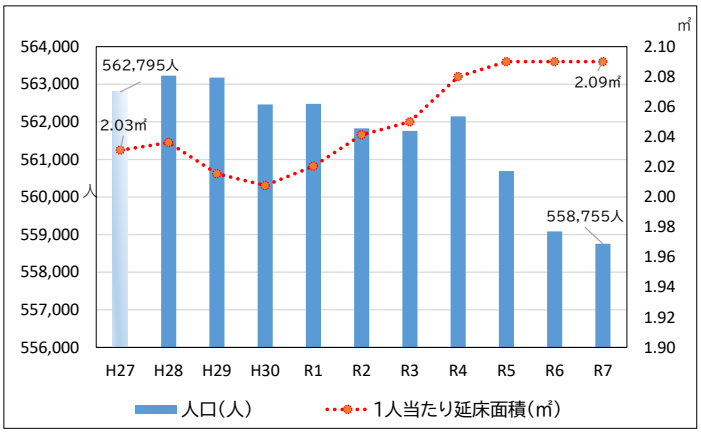

人口と市民1人当たり延床面積の推移

これまで、必要なサービスの確保や既存施設の活用を進めてきました。

しかし、人口が減少する一方、一般建築物の延床面積は増加しており、市民1人当たり延床面積は、現行計画策定時の2.03㎡から令和7年度（2025年度）には2.09㎡へと増加しています。

市全体でみると、施設の配置・総量の最適化には、なお課題が残っています。

その主な要因として、次の2点が挙げられます。

これまでの取組で明らかになった主な要因		今回の改定での対応
主な要因 1	判断基準 **個々の施設を市全体の中でどのように位置づけるかの判断基準が明確でなかった**	ポイント1 **施設ごとの「位置づけ」を明確に**
主な要因 2	手順・役割分担 **施設のあり方の検討から再編等の具体化に至る手順や役割分担が、全庁で共有されていなかった**	ポイント2 **検討の手順・役割分担を共有**

ポイント1・2の詳細は「2 改定の考え方」（5ページ）

2 改定の考え方

詳しくは公共施設等総合管理計画
第1章3・第4章・第6章

現行計画策定後の状況の変化と、これまでの取組で明らかになった課題とその背景を踏まえ、公共施設マネジメントの実効性を高めるため、次のとおり改定します。

人口構造や施設の保有・利用状況の変化への対応

目標を「配置・総量の最適化」に再整理

改定での対応

目標を「将来の行政需要・財政負担等を踏まえた公共施設の配置・総量の最適化を図る」に再整理し、現在の施設配置や保有量を前提とせず、必要な機能を確保しながら配置と総量を一体的に見直します。

これまでの取組で明らかになった主な要因への対応

ポイント1 施設ごとの「位置づけ」を明確に

主な要因1
個々の施設を市全体の中でどのように位置づけるかの判断基準が明確でなかった

改定での対応

機能と建物を分けて評価し、A～Dの4区分に整理します。
位置づけは、機能及び建物の維持・見直しに関する基本的な考え方を示すものです。

ポイント2 検討の手順・役割分担を共有

主な要因2
施設のあり方の検討から再編等の具体化に至る手順や役割分担が、全庁で共有されていなかった

改定での対応

6つの検討項目に沿って、施設所管部門があり方を検討します。ファシリティマネジメント部門が伴走・調整し、関係部門と段階的に確認します。

現行計画から継承する事項・変更・追加する事項

必要な行政サービス・公共機能を将来にわたり確保するという考え方を継承し、検討を具体的な取組につなげる仕組みを整えます。

	現行計画（平成29年（2017年）3月）		今回の改定
基本理念・基本方針	基本理念と6つの基本方針（6つの柱）	［継承］	基本理念と6つの基本方針を継承（第3章）
		［見直し］	社会環境や取組状況の変化、国の要請等を踏まえ、基本方針に基づく取組の考え方を見直し（第3章）
施設管理の考え方	予防保全や長寿命化、ライフサイクルコストの縮減等、長期的な視点に基づく計画的な施設管理	［継承］	長期的な視点に基づく計画的な施設管理の考え方を継承（第3章）
計画の目標	・人口構造やニーズの変化に合わせ、施設を適正に配置する。 ・現在の市民1人当たり延床面積を、将来にわたり維持する。 ・人口規模に合った施設総量の適正化を図る。	［見直し］	将来の行政需要・財政負担等を踏まえた公共施設の配置・総量の最適化を図る（第4章）
施設の評価・あり方の検討	・サービスの評価 （市民生活における必需性・民間サービスによる代替性） ・利用率（利用者数）・老朽化率による評価 ・施設の設置目的と利用実態からの評価	［継承］	従来の施設評価の視点を引き続き活用（第4章）
		［追加］	施設が担う機能と建物の特性を整理する「施設の位置づけ」を導入し、施設ごとの方向性や具体的な取組の検討に活用（上記のポイント1・2）（第4章）
社会環境	・災害時の防災機能の確保 ・低炭素社会や循環型社会への転換 ・ICTを活用した効率的な施設管理	［見直し］	・災害の激甚化・頻発化への備え ・脱炭素社会への転換 ・生成AI・DXの活用や来訪を前提としない行政サービスへの対応
		［追加］	・資材価格・労務費の上昇への対応（第1～3・6章）

［継承］現行計画の考え方を引き継ぐもの　［見直し］内容を見直すもの　［追加］新たに加えるもの　（ ）内は公共施設等総合管理計画の該当章

3 目標と基本方針

詳しくは公共施設等総合管理計画
第3章・第4章

基本理念と6つの基本方針

継承

基本理念と6つの基本方針を継承するとともに、社会環境や本市の取組状況の変化、国の要請等を踏まえて内容を見直します。

基本理念

市民と行政との協働により、将来にわたり住みよいまちづくりを実現する。

6つの基本方針

1 市民等との協働を進め、地域力を活かした施設の活用を推進

- 地域特性を踏まえた施設の活用
- 情報提供と合意形成によるサービスの充実
- 学園都市の特性を活かした大学等との連携
- 学校施設の更新等を契機とした公共機能確保

2 安全・安心の確保とライフサイクルコスト（LCC）の縮減

- 予防保全による計画的な改修・修繕とLCCの縮減
- 防災機能の充実と脱炭素化への対応
- 空き時間・空きスペースの活用による自主財源確保
- 借地の返還を原則として検討

3 機能移転・統合によりサービスを充実

- 既存施設の有効活用を基本とした機能確保
- PPP等の活用と最適なサービス提供手法の検討
- 機能移転・統合等による有効活用とサービス充実
- 学校施設の更新等を契機とした公共機能確保（再掲）
- 将来の機能変更・転用に対応しやすい施設整備

4 公民連携を進め、地域や民間へ移譲

- 地域性の高い施設の地域や民間への譲渡
- 社会福祉法人・NPO等への譲渡や民間活用の検討

5 公平な利用機会の確保

- 市民ニーズ等を踏まえた利用機会の拡大
- ユニバーサルデザイン・多言語案内表示への対応
- 公平性を踏まえた受益者負担の適正化
- 行政サービスのデジタル化に伴う利用者への配慮

6 全庁的な推進体制の整備

- 施設情報の一元的な把握による効率的な管理
- 関係部門の連携による総合的・長期的な推進

「八王子未来デザイン2040」で掲げる「共創」の視点を踏まえ、多様な主体の知識・経験・資源等を活かしながら、6つの基本方針に基づく取組を進めます。

6つの基本方針の体系（概要図）

計画の目標

見直し

目標　将来の行政需要・財政負担等を踏まえた公共施設の配置・総量の最適化を図る

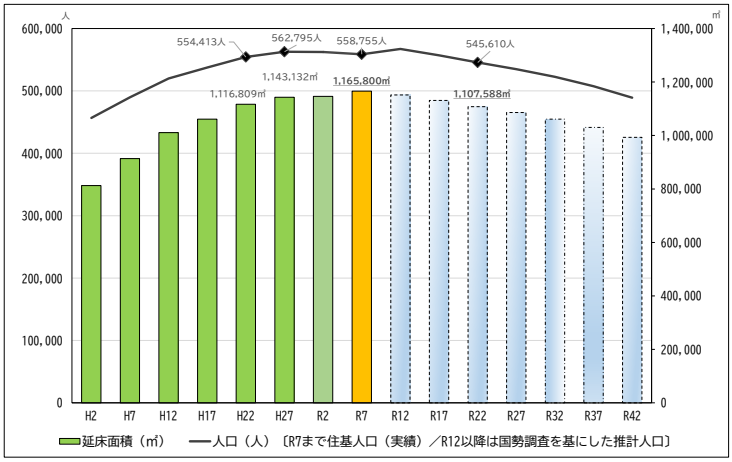

人口動向を踏まえた施設総量の考え方（2.03㎡を維持した場合の参考値）

施設総量を人口に比例して一律に定めるのではなく、必要な行政サービスをどのように提供していくかという観点から、建物をそのための手段として捉え、複合化や機能移転等による再編も含めて施設のあり方を検討します。

※仮に現行計画で目標としていた市民1人当たり延床面積2.03㎡を維持した場合、令和22年（2040年）の延床面積は約110.8万㎡となります。2.03㎡は、今後の施設総量を検討する際の一つの目安です。

本計画では、公共施設マネジメント全体の方向性を目標として掲げ、取組の進捗と施設総量の推移を確認しながら、その達成を目指します。

4 施設のあり方の考え方

詳しくは公共施設等総合管理計画
第4章2・3

まず、施設が担う機能と、その機能を提供する建物を分けて評価する「施設の位置づけ」を整理します。その結果を踏まえ、6つの検討項目に沿って、相互の関係に留意しながら施設ごとのあり方を検討します。



施設の位置づけから施設ごとのあり方を整理するまでの流れ（全体イメージ）

施設の位置づけごとの評価区分

区分	基本的な考え方
A	機能・建物ともに維持を基本とし、その妥当性を確認する施設
B	機能又は建物の一方を維持しつつ、他方について提供方法や活用方法の見直しを検討する施設
C	機能・建物のいずれか又は両方の現状を前提とせず、施設のあり方を再整理する施設
D	機能・建物ともに現状を前提とせず、市が担う必要性や保有の必要性から施設のあり方を検討する施設

位置づけは「検討の出発点」です

施設の存廃・再編の実施や取組の優先順位を直接決定するものではありません。また、Aの区分に該当する施設についても、現在の規模や配置を将来にわたり維持するものと決めるものではありません。

検討段階及び検討内容に応じて、施設利用者、地域住民その他の関係者へ必要な情報を提供し、意見を聴取します。

機能面と建物面の評価の視点

機能面（F:Function）

市が確保する必要のあるサービスかを、義務性、停止による影響度、代替性の3つの視点から評価し、その結果を4つの区分（F1～F4）に整理します。

建物面（B:Building）

現在の建物の特性と再編のしやすさを、専用性、拠点性、再編の容易性の3つの視点から評価し、その結果を4つの区分（B1～B4）に整理します。

※「専用性」は、特殊な構造・設備の有無と、他用途への転用のしやすさを見る視点です。
※従来の評価の視点も引き継ぎ、利用状況・老朽化の評価をあわせて活用します。

施設ごとの方向性と主な手法

施設ごとに「現在の建物を継続活用する」か「提供方法・配置・建物等を見直す」かの方向性を定め、長寿命化、機能移転・統合、集約化・複合化、民間施設の活用、更新、用途廃止等を比較し、必要なサービスを確保する方法を選択・組み合わせます。

5 目標達成に向けた重点的な対応

詳しくは公共施設等総合管理計画
第4章3(3)・第5章

重点的な対応の考え方

視点1 必要な行政サービス・公共機能の確保
視点2 施設総量や将来の財政負担への影響
視点3 利用状況・老朽化の状況

施設の配置・総量の最適化に向けて、施設ごとのあり方の検討を進めるとともに、これらの視点を踏まえ、課題の大きさや対応の必要性に応じて重点的に取り組みます。

重点的に取り組む対象

学校教育施設

学校教育施設の規模・配置の見直しと老朽化への対応は、市全体の施設の配置・総量や将来の維持管理・更新費用に大きく関わる課題です。学校再編等に重点的に取り組みます。

市全体に大きく関わる取組

その他の公共施設においては、市が検討に着手している取組のうち、必要な行政サービス・公共機能の確保、関連施設の配置、市全体の施設総量や将来の維持管理・更新費用に大きく関わるものについて、関係部門と調整を図りながら、検討を具体化します。

エリア単位での整理

複数の施設・機能を一体的に検討することで効果が見込まれる地域については、エリア単位で公共機能と配置を整理する取組を進めます。

学校再編を含め、市全体の公共施設の配置・総量や将来の維持管理・更新費用に大きく関わる取組を重点的に進めます。

学校教育施設の重点的な対応 － 教育環境の確保と、老朽化への一体的な対応

1 学校の現状

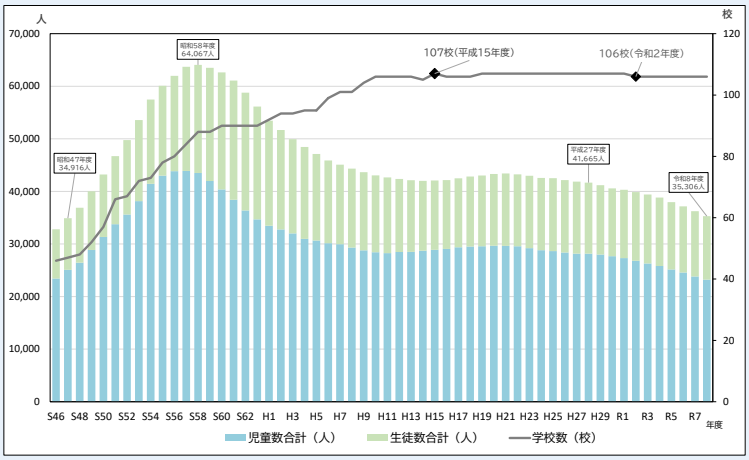

児童・生徒数と学校数の推移

一般建築物の延床面積に占める割合
57.7%

建築後30年以上の割合
77.8%

児童・生徒数
15.3%減
平成27年(2015年)→令和8年(2026年)

学校数
107校 → 106校
平成27年(2015年)→令和8年(2026年)

児童・生徒数が減少する一方で、学校数や延床面積は大きく変わっておらず、単学級の学校や複式学級が生じるなど、学校の小規模化が進んでいます。

2 利用状況と老朽化の状況をあわせて検討

児童・生徒数の動向を踏まえた
今後の利用状況

建物の老朽化の状況

児童・生徒数に応じた施設規模・配置の見直しと老朽化への対応を一体的に進め、より良い教育環境の確保に向けて、学校再編等に重点的に取り組みます。

3 学校再編に当たって

地域の実情などへの配慮
地域の実情、通学への影響、学校が担う避難所等の役割に配慮します。

地域に必要な公共機能の確保
周辺施設の配置や状況を踏まえ、多機能化や他施設からの機能移転等も含め、地域に必要な公共機能を確保する方策を検討します。

6 施設類型別の主な取組方針

詳しくは公共施設等総合管理計画
第5章

一般建築物

施設類型	主な取組方針
庁舎・事務所	本庁舎は、計画的に維持管理します。事務所は、利用状況などを踏まえ、必要な市民サービスを維持しながら、機能の集約・複合化や施設の廃止などを進めます。
学校教育施設	小・中学校等は、計画的な改修・更新を進めます。地域との対話を重ねながら複式学級の解消に向けた学校再編を進めるとともに、単学級など小規模校の課題を踏まえ、中学校区を基本に適正配置を検討します。
市営住宅	住宅ストックの有効活用と長寿命化を図ります。募集停止中の老朽木造・低層団地は、入居者の円滑な転居を促しながら、計画的に用途を廃止します。
文化・生涯学習施設	文化施設は、計画的に保全し、大規模改修の時期に利用状況や市民ニーズを踏まえたあり方を検討します。生涯学習センターは、大規模改修や更新の際に、あり方や民間活力の導入を検討します。図書館は、複合化や運営形態を検討し、規模・配置の適正化を進めます。
コミュニティ施設	市民センターは、計画的に維持管理し、複合化されていない施設は大規模修繕や更新の際に複合化や機能集約を検討します。地区会館は地元への移管を進め、大規模修繕や更新の際は、存続・廃止を含めてあり方を検討し、機能移転や複合化を進めます。
スポーツ施設	民間施設との役割分担や民間手法の活用により、効率的な管理・運営を進めます。体育館や競技場等は計画的な維持管理により長寿命化を図り、プールは学校プールを含めた市全体の施設のあり方を検討します。
子育て支援施設	市立保育園は、保育需要の動向を踏まえ、公私連携保育園の設置など役割を見直し、再編を進めます。大規模改修・更新の際は、地域の需要を勘案し、規模の適正化や近接施設との複合化・多機能化を図ります。学童保育所は、学校の余裕教室などを活用し、受け入れ体制を確保します。
産業振興施設	施設の特性に応じ、計画的な保全や民間活力の導入を進めます。農村環境改善センターは、転用や廃止も含めてあり方を検討し、機能移転や複合化を進めます。
保健衛生施設	斎場は、将来の火葬需要に対応するため、設備の更新などを進めます。小児・障害メディカルセンターは、他施設との複合化も踏まえ、移転・建替えに向けて取り組みます。北野環境学習センターは、「北野下水処理場・清掃工場跡地活用基本構想」を踏まえ、複合化を含めたあり方を検討します。
福祉施設	保健福祉センターは、計画的に維持管理します。地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）は公共施設への移転を進め、八王子まるごとサポートセンターは既存の公共施設の有効活用を図ります。障害者福祉施設は、他施設との複合化も踏まえ、移転・建替えに向けた取組を進めます。
その他	駐車場は当面のサービスを維持し、需要等の変化に応じて規模・運営方法を見直します。学校給食センターは計画的に点検・修繕します。

インフラ・プラント系施設

施設類型	主な取組方針
道路	重要路線は、損傷が軽いうちに計画的に修繕します。生活道路は、損傷の状況に応じて修繕することを基本とします。
橋りょう	橋守計画に基づき、重要度に応じて維持管理します。5年に1度の点検結果を踏まえ、修繕の優先順位を見直します。
トンネル	長寿命化修繕計画に基づき、損傷や劣化が進む前に対策を行います。5年に1度の法定点検で状態を確認し、安全性を確保します。
公園	長寿命化計画に基づき、利用者の安全を優先して維持管理します。また、利用状況等を踏まえ、既存公園の活用、周辺公園との役割・機能分担や公益的な空間も含め、地域全体で必要な機能の確保を図ります。
下水道	施設の状態や重要度に応じて計画的に修繕・改築します。経営基盤を強化し、将来の費用や収入を踏まえて使用料の水準を定期的に検証します。
清掃施設	戸吹清掃工場は、更新・延命化や広域化・集約化を含め、今後のあり方を検討します。館クリーンセンターは、長期包括運営により適切に維持管理し、安定的に運営します。

※主な方針の要旨です。対象施設や取組内容の詳細は、公共施設等総合管理計画 第5章を参照してください。

7 計画の推進

詳しくは公共施設等総合管理計画
第6章

本計画に基づく公共施設マネジメントを具体的な取組につなげるため、施設所管部門と、ファシリティマネジメント部門をはじめとする関係部門が、それぞれの視点から連携し、市全体として取組を進めます。

推進体制

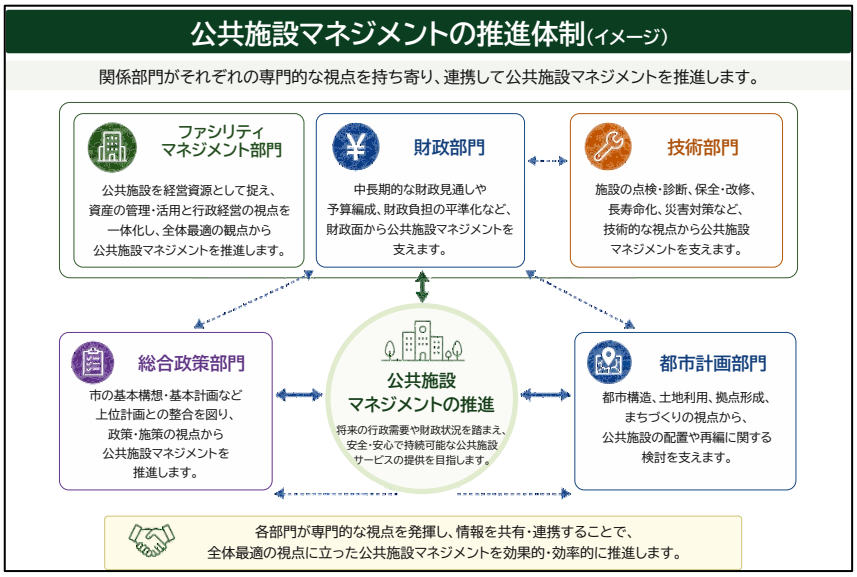

公共施設マネジメントの推進体制

全庁的な連携

ファシリティマネジメント部門が全体最適の観点から関係部門との連携・調整を担い、財政・技術・総合政策・都市計画等の部門が専門的な視点を持ち寄り、市全体の視点から推進します。全庁的な調整を要する案件は、引き続き、庁内横断的な協議の場を活用します。

計画を進めるために

施設情報の把握・活用

施設の利用状況や維持管理・運営に要する経費、建物の状態等を継続的に把握し、固定資産台帳や施設カルテ等の情報を組み合わせて、施設の現状把握や施設間の比較、あり方の検討に活用します。

市民との情報共有

公共施設の活用や再編等を検討する際には、施設を取り巻く現状や課題、検討の考え方等について分かりやすく情報提供するとともに、検討の段階や内容に応じて必要な説明を行うなど、市民との情報共有を十分に行い、理解を得ながら進めます。

進捗管理と計画の見直し

進捗管理	公共施設マネジメントを着実に推進するため、本計画に基づく取組の進捗を把握するとともに、施設総量の推移を確認します。その結果や施設を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて取組内容や実施時期を見直します。
計画の見直し	本計画に基づく個別施設の取組内容や実施時期は、進捗管理の結果等を踏まえて見直すものであり、そのたびに計画本体を改定するものではありません。一方、人口動向や社会環境、国の制度、関連計画など、本計画の前提となる条件に大きな変化が生じた場合には、計画内容を確認し、必要に応じて見直します。